

平成23年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 平成23年9月6日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 議案第15号 | 定住自立圏形成協定の締結について（西興部村） |
| 日程第2 | 会期の決定 | 議案第16号 | 定住自立圏形成協定の締結について（枝幸町） |
| 日程第3 | 行政報告 | 議案第17号 | 定住自立圏形成協定の締結について（浜頓別町） |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について
議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について | 議案第18号 | 定住自立圏形成協定の締結について（中頓別町） |
| 日程第5 | 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について | 日程第10 | 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について
議案第5号 名寄市都市計画税条例の一部改正について | 日程第11 | 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第6号 名寄市スポーツ振興審議会条例の一部改正について | 日程第12 | 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第7号 名寄市畜産センター条例の一部改正について | 日程第13 | 議案第22号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第8号 定住自立圏形成協定の締結について（和寒町）
議案第9号 定住自立圏形成協定の締結について（剣淵町）
議案第10号 定住自立圏形成協定の締結について（下川町）
議案第11号 定住自立圏形成協定の締結について（美深町）
議案第12号 定住自立圏形成協定の締結について（音威子府村）
議案第13号 定住自立圏形成協定の締結について（中川町）
議案第14号 定住自立圏形成協定の締結について（幌加内町） | 日程第14 | 議案第23号 平成22年度名寄市各会計決算の認定について
議案第24号 平成22年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第25号 平成22年度名寄市水道事業会計決算の認定について |
| | | 日程第15 | 報告第1号 平成22年度名寄市風連特例区会計決算の報告について |
| | | 日程第16 | 報告第2号 専決処分した事件の報告について（交通事故） |
| | | 日程第17 | 報告第3号 専決処分した事件の報告について（水道） |
| | | 日程第18 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名	議案第18号	定住自立圏形成協定の締結について（中頓別町）
日程第2	会期の決定	日程第10	議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算（第3号）
日程第3	行政報告	日程第11	議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について 議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	日程第12	議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第5	議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	日程第13	議案第22号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第4号 名寄市税条例の一部改正について 議案第5号 名寄市都市計画税条例の一部改正について	日程第14	議案第23号 平成22年度名寄市各会計決算の認定について 議案第24号 平成22年度名寄市病院事業会計決算の認定について 議案第25号 平成22年度名寄市水道事業会計決算の認定について
日程第7	議案第6号 名寄市スポーツ振興審議会条例の一部改正について	日程第15	報告第1号 平成22年度名寄市風連特例区会計決算の報告について
日程第8	議案第7号 名寄市畜産センター条例の一部改正について	日程第16	報告第2号 専決処分した事件の報告について（交通事故）
日程第9	議案第8号 定住自立圏形成協定の締結について（和寒町） 議案第9号 定住自立圏形成協定の締結について（剣淵町） 議案第10号 定住自立圏形成協定の締結について（下川町） 議案第11号 定住自立圏形成協定の締結について（美深町） 議案第12号 定住自立圏形成協定の締結について（音威子府村） 議案第13号 定住自立圏形成協定の締結について（中川町） 議案第14号 定住自立圏形成協定の締結について（幌加内町） 議案第15号 定住自立圏形成協定の締結について（西興部村） 議案第16号 定住自立圏形成協定の締結について（枝幸町） 議案第17号 定住自立圏形成協定の締結について（浜頓別町）	日程第17	報告第3号 専決処分した事件の報告について（水道）
		日程第18	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 出席議員（20名）

議長	18番	黒	井	徹	議員
副議長	14番	佐	藤	勝	議員
	1番	川	村	幸	栄議員
	2番	奥	村	英	俊議員
	3番	上	松	直	美議員
	4番	大	石	健	二議員
	5番	山	田	典	幸議員
	6番	川	口	京	二議員
	7番	植	松	正	一議員
	8番	竹	中	憲	之議員
	9番	佐	藤	靖	議員

10番	高橋伸典	議員
11番	佐々木寿	議員
12番	駒津喜一	議員
13番	熊谷吉正	議員
15番	日根野正敏	議員
16番	谷内司	議員
17番	山口祐司	議員
19番	東千春	議員
20番	宗片浩子	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	田中澄昭
書記	佐藤葉子
書記	三澤久美子
書記	高久晴三

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	中尾裕二君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	佐々木雅之君
市民部長	扇谷茂幸君
健康福祉部長	三谷正治君
経済部長	寺崎秀一君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	鈴木邦輝君
市立総合病院事務部長	松島佳寿夫君
市立大学事務局長	鹿野裕二君
営業戦略室長	湯浅俊春君
上下水道室長	石橋正裕君
会計室長	竹澤隆行君
監査委員	手間本剛君

○議長（黒井 徹議員） これより平成23年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

今期定例会中の服装は、クールビズで会議を行いますので、御了解願います。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 川 口 京 二 議員
10番 高 橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月28日までの23日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月28日までの23日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成23年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成22年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支で3億2,998万2千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源1億1,

640万2千円を差し引いた実質収支は、2億1,358万円となりました。この額から、名寄市基金条例に基づき減債基金へ1億1千万円を積み立て、残り1億358万円を平成23年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で1億5,125万1千円、介護の保険事業勘定で2,007万7千円それぞれ黒字となり、他の特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支はゼロとなっています。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における平成22年度末の基金残高は、46億4,358万3千円で、前年度末に比べて1億7,973万6千円の増加となりました。

地方交通確保基金など、基金の設置目的に応じて経常的な経費の財源として1,130万4千円を取り崩したものの、財政調整基金、減債基金、市立総合病院整備基金、東病院振興基金、名寄市立大学振興基金などに、合計で11億9,104万円を積み立てたことから、基金全体では、前年度比34.1%の増となりました。これは、合併算定替の終了を見据えて、地方交付税の増額分、行革効果額の一部を減債基金等に積み立てたことによるものです。

これにより主な基金の残高は、財政調整基金9億3,985万3千円、減債基金6億8,401万5千円、公共施設整備基金2億9,059万1千円、東病院振興基金3億5,734万9千円、名寄市立大学振興基金2億561万3千円、合併特例基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計では、国民健康保険支払準備金基金2億2,706万1千円、介護給付費準備基金1億4,670万円となっています。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

コミュニティ活動の活性化や情報交換、地域組

織との協力・連携する体制として小学校区毎に設置された「地域連絡協議会」については、7月25日に風連地区においても協議会が設置され、市全域で8つの地域連絡協議会が設置となりました。今後も、地域連絡協議会の活性化に向け、継続して支援してまいります。

また、6月15日にグランドホテル藤花において、名寄市町内会連合会主催による行政との懇談会が開催されました。

本年度の市の主な事業について説明を行うとともに、地域要望などについて意見交換を行い、情報と認識の共有を図りました。

今後もこのような機会を通じて、地域との連携を強化してまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国内交流については、6月19日に開催された「第32回ふうれん白樺まつり」に、東京都杉並区から田中区長をはじめ代表団6人と東京高円寺阿波おどりの一行32人が来名され、阿波おどりなどを通じて広く市民との友好を深めました。また、8月27日、28日に杉並区で開催された「第55回東京高円寺阿波おどり大会」には、本市から代表団と市民合わせて32人が参加して、本市のPRと友好自治体との交流を深めてきました。

山形県鶴岡市藤島との交流については、少年少女交流として藤島野球少年団の児童、指導員合わせて21人が本市を訪れ、8月12日からの4日間、親善試合や風連ふるさとまつり、交流会などを通じて、互いのまちに対する理解と友情の絆を深めました。

ふるさと会交流については、東京なよろ会から31人が恒例のゴルフツアーで来名され、6月24日からの4日間、ゴルフをはじめ市立天文台での観望会や市民との交流会など、ふるさととの交流を深めていただきました。

東日本大震災の被災地である福島県郡山市とは、ふるさと大使の西田敏行さんの出身地であること

を縁に、8月5日に郡山市で開催された「郡山うねめまつり」において、西田さんを通じて、ひまわりの種20キログラムを贈呈しました。

ひまわりは、放射能で汚染された土壌の除染効果があるとされており、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

国際交流については、名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会が主体となり、7月7日から8月30日までの55日間、リンゼイ市からの交換学生2人を受入れました。ホームステイをしながら学校訪問や地域のイベントに参加するなど、相互の友好と理解を深めました。

ドーリンスク市との交流については、友好都市提携20周年を迎え、8月26日から5日間の日程でドーリンスク市から23人を招待して、名寄・ドーリンスク記念事業実行委員会が主体となり各種記念事業を実施しました。また、今回の訪問にあわせて、西1条北5丁目から7丁目に街路灯を設置して「ドーリンスク通」と命名し、大学公園内にはモニュメントと時計塔を設置し「友好の広場」として市民の皆様とともに友好都市提携20周年を祝い、長年にわたる友好の証として後世に受け継いでまいります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

本年3月28日、名寄市と士別市が複眼型中心市の役割を担うことを宣言し、11の周辺町村とともに北・北海道中央圏の形成を目指すことを確認しました。この間、圏域を構成する自治体が連携・協力しながら住民が安心して暮らせる地域社会の形成と活性化に向け、41項目の連携する事業の協議をもとに「定住自立圏の形成に関する協定書（案）」をまとめたところであり、今定例会において御審議いただき、定住自立圏の形成・推進を図ってまいります。

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

名寄市行財政改革推進実施本部では、平成20年度からの協議結果を踏まえ、公共施設のあり方や社会教育施設、社会体育施設の有料化などにつ

いて議論を進め、考え方を整理しました。

整理した結果、受益と負担の適正化、公正の原則などから無料施設については有料化し、合併特例区終了までに検討を進めてきた風連地区施設の共通年間券・1日券の廃止については、使用料の見直しや区分変更などを行い、地域間、地区内で格差が生じないように、制度の統一を図ることとしました。

次に、新名寄市総合計画後期計画の策定について申し上げます。

現在、策定審議会並びに庁内策定委員会において、後期計画の議論をいただいているところですが、広く市民の御意見をいただくために、各種団体から推薦をいただき、6月9日、13日、14日に「市長との意見懇談会」を開催しました。

参加者からいただいた御意見は、策定審議会などに報告し、後期計画に反映してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年4月から6月までの第1四半期における一般科の患者取扱い状況については、入院患者数が延べ2万1,979人で前年実績と比較しますと1,680人の減、率にして7.1パーセントの減少となっています。また、外来の取扱い患者数は、4万9,348人で前年よりも2,762人の減、率にして5.3パーセントの減少となっています。

医業収益については、一般科と精神科をあわせた入院収益は10億5,312万2千円で前年実績と比較しますと8,342万円の減、率にして7.3パーセントの減少となっています。また、一般科と精神科をあわせた外来収益は4億5,224万9千円で前年実績と比べて、1,964万9千円の減、率にして4.2%の減少となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、15億537万1千円となり、前年実績と比較しますと1億306万9千円の減、率にして6.4パーセントの減少で、一昨年度の実績に近い収益状況となっています。

また、入院・外来患者数とも前年比で減少とな

っていますが、これは消化器内科の診療体制縮小による影響が、大きく表れているものであります。

今後も、医療スタッフの確保と他の診療科での収益確保に努めるとともに、費用の節減を図り、病院改革プランに基づく経営の健全化に向け、より一層努力してまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

本年度は、名寄市総合計画後期計画をはじめ地域福祉計画など、複数の福祉関連計画の策定年度にあたることから、多くの市民の意見を反映することを目的に、7月20日から28日の日程で、市内6会場において福祉懇談会を開催しました。

延べ67人の参加者から、高齢者、障がい者対策など福祉施策について多くの御意見をいただきましたので、各計画の策定委員会等に諮り、計画策定を進めてまいります。

次に、廃棄物対策について申し上げます。

小容量炭化ごみの指定袋については、3リットルのごみ袋を10月1日から販売開始します。また、販売に先立ち、試用用として1世帯につき10枚を、9月の広報にあわせて配布しました。

また、環境衛生推進員による内淵一般廃棄物最終処分場での分別指導及び事業所、個店の訪問・指導を継続し、ごみの分別、適正処理の啓発に努めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況について申し上げます。

火災件数は5件で、前年比2件の減となっており、死者1人、負傷者2人となっています。また、火災種別では、建物火災5件となっています。

救急件数は546件で、前年比24件の増となっており、事故種別では急病372件、一般負傷63件、転院搬送56件、交通事故18件、その他37件となっています。

救助件数は13件で、前年と同数となっており、交通事故によるもの7件、その他5件となっています。

予防行政については、4月から7月末までに一般住宅1,821世帯と高齢者住宅258世帯の防火訪問を実施し、住宅防火の指導とあわせて6月から完全義務化された住宅用火災警報器の設置促進に努めてきました。

消防事業については、現在、旧型の救急車の更新を進めており、本年度の更新によって高規格救急車3台体制となり、救急活動の高度化がさらに進むことが期待されます。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

今年度の防災訓練については、10月27日に旭川開発建設部と合同で実施するものとして、昨年の局地的豪雨で被害のあった風連地区を会場に、地域の町内会や関係団体に参加いただく予定で協議を進めております。

また、「自治体スクラム支援会議」における南相馬市への支援活動については、9月26日から11月8日までの6週間、2人1組で6人の職員を派遣することを決定いたしました。

今後も、地域においては、町内会や関係団体と連携して、防災対策の充実と努めるとともに、東日本大震災への支援活動については、南相馬市を含め東日本の被災地が一日でも早く復興できるよう適切な支援活動を行ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本市の交通安全運動については、各関係機関・団体・地域の積極的な啓発活動などにより、6月15日をもちまして「交通事故死ゼロ1,000日」の目標を達成することができました。

また、交通安全対策基本法に基づき、本市の交通安全対策の基本的な考え方を示す「第9次名寄市交通安全計画」を、8月31日付けで策定しました。

今後とも、交通事故のない社会を目指し、官民一体となって安全で安心な交通環境の整備に努めてまいります。

次に、建設事業の発注状況について申し上げます。

8月31日現在における発注状況については、建設・委託事業合わせて104件、事業費で18億3,324万円、発注率は77パーセントとなっています。

今後も引き続き、早期発注に努めてまいります。次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、新北斗団地では、コンクリートブロック造平屋建て2棟8戸の住戸全面改善工事を6月に着手し、8月末現在の進捗率は約25パーセントとなっています。北斗団地では、昨年9月に着手した建物の8月末現在の進捗率は約67パーセントとなっており、いずれの工事も10月末完成を予定しています。

さらに、北斗団地の本年度分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸の建設工事は、9月に着工を予定しています。

また、平成24年度工事に伴う実施設計は8月に着手し、平成24年1月の完了を予定しています。

改善事業では、本年度から2カ年で計画している瑞生団地の水洗化及び生活雑排水整備工事について、本年度分は7月に着手し、10月上旬の完成を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。社会資本整備総合交付金による公園事業については、都市公園の長寿命化修繕計画に基づく大学公園施設整備工事を8月に発注し、10月下旬までに老朽化した遊具施設を改修する予定です。また、市立天文台の周辺整備については、北海道が実施する駐車場や通路における大型バス待避場の整備と並行して、天文台駐車場整備工事を8月に発注し、11月中旬までに大型バスの転回路と45台分の駐車場を造成する予定です。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための配水管網整備工事及び老朽管更新工事については、風連地区では配水管網整備工事2路線、延長356メートル、老朽管更新工事4路線、延長1,671メートルの

工事が完了しました。名寄地区では、配水管網整備工事6路線、延長1,121メートル、老朽管更新工事4路線、延長2,090メートルの発注を終え、老朽管更新工事5路線、延長1,120メートルの発注を予定しています。

また、有収水量向上のため、漏水調査業務を継続して実施しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改修工事については、名寄下水終末処理場の発電機設備更新工事を進めており、今後、風連瑞生団地汚水管布設工事、延長172メートルの発注を予定しています。

個別排水処理施設整備事業については、名寄地区4基、風連地区4基の合併浄化槽設置工事を発注しています。

また、きめ細かな臨時交付金事業により発注していた管渠内面補修工事については、完了となっています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金による道路整備については、19線道路改良工事ほか4路線の継続事業を6月に発注しており、東1条通ほか1路線の新規事業は、9月中旬に発注する予定です。

また、未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事については、99路線で約20キロメートルを完了しています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

8月15日現在の農作物の生育状況については、基幹作物である水稲はもち米、うるち米ともに7月中旬以降の日照時間の回復と高めの気温により、当初の遅れを取り戻し、平年作に近づいています。

小麦では、秋まき・春まき小麦とも収穫時期に晴天に恵まれたことから、収量、品質は昨年を上回る見込みで、現在、調整作業が進められています。

根菜類については、馬鈴しょが一定程度回復傾向にあるものの、平年に比べて5日程度の遅れとなっています。また、てん菜及び玉ねぎについて

も定植作業の遅れがそのまま響いており、いずれも小玉傾向で、平年作に達しない見込みとなっています。

また、畑作物全般では、降雨の少なさから干ばつの影響も見受けられ、生育は停滞傾向にありましたが、8月中旬の降雨により回復の兆しが見えています。

次に、名寄市農業・農村振興計画について申し上げます。

本計画は、平成19年度からスタートし、本年度末をもって前期5カ年が終了することから、現在、名寄市農業・農村振興計画策定委員会を設置して、前期計画の検証と後期計画の見直しを進めていただいております。本年度中に、名寄市農業・農村審議会から答申をいただく予定となっています。

次に、「葉草・花まつり」について申し上げます。

市内大橋の独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター北海道研究部との共催により、6月25日に同研究部において「葉草・花まつり」を開催しました。

市民100人の参加をいただき、日頃、あまり目に触れることのない葉草を鑑賞し、効能などについて理解を深めたところです。

次に、もち米の振興について申し上げます。

道北なよろ農業協同組合が実施する玄米バラ集出荷施設建設工事については、本年度中の完成を目指し、8月初めに着工されました。

施設の完成にともない、品質の均一化が一層進み、実需者の要望に応えられることから、本市としても施設建設に対して補助を行い、日本一のもち米産地として、ブランド強化に期待をします。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾ鹿の残滓の取り扱いについては、猟友会との協議が整い、5月14日から駆除をはじめました。8月21日現在では249頭の駆除を行っており、8月24日には焼却処理施設についての住

民説明会を行うなど、適正処理に向けた取り組みを進めております。

次に、畜産振興について申し上げます。

本市における長年の懸案事項でありました、食肉センター等整備の一環である農畜産物加工処理施設建設工事については、農林水産省の補助を受け7月末に着手し、年内の完成を予定しています。

次に、「なよろ産業まつり」について申し上げます。

地産地消の推進と地場製品の良さを広め、農業・農村への理解と農作物の消費拡大を目的に「第33回なよろ産業まつり」を8月28日、なよろ健康の森で開催し、市民をはじめ多くの皆様に御来場いただきました。

御協力いただきました関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

「経営体育成基盤整備事業」では、本年度完了予定の共和地区において、暗渠排水・用排水路などの整備を実施しています。また、継続となる名寄東地区においては、区画整理・暗渠排水・用排水路などの整備を実施しています。

「基幹水利ストックマネジメント事業」の弥生地区においては、引き続き頭首工と幹線用水路の改修を実施してまいります。

新規採択の「ため池等整備事業」のクラヌマ排水地区においては、調査設計を実施しています。

東日本大震災による物品の流失により施工が遅れていた、名寄東地区及び弥生地区のポンプ施設については、8月に無事工場検査を終了し、秋の完成を予定しています。

次に、商工業について申し上げます。

地元金融機関による7月調査時点の管内における景気動向が発表され、DI値で見ると前期の業況については、全業種において前年より大きく悪化し、経済状況の停滞が著しい結果となりました。

次期の見通しでは、サービス業を除いて全体的に改善するものと予想され、大震災後の需要増に

期待するものの、未だ確固たる復興方針等が示されない現状に、漠然たる不安感を併せ持っていることが伺えます。

さらに、市の設備資金融資制度の利用状況をみると、本年度8月末までの利用実績は1件、投資事業費1,674万円で、前年同期に比べて件数、事業費ともに大きく下回っており、厳しい経営環境が続いています。

次に、労働関係について申し上げます。

来春の新規高卒予定者の求人が依然として厳しい状況を踏まえ、公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局及び地元自治体の連携による「高校生のための企業見学会」が、管内4市において開催されました。

本市で開催された7月12日の見学会には、高校生30人が参加して、清峰園、グランドホテル藤花での体験を通じ、就職への意欲を高めています。

また、8月25日には、15の企業や団体が参加した企業説明会が名寄市総合福祉センターにおいて開催されました。市内をはじめ近隣の高等学校から91人が参加して、各企業の経営理念、求められる人材などについて学ぶ貴重な機会となりました。今後も関係機関と連携して情報収集に努め、就職活動の支援に努めてまいります。

次に、映画「星守る犬」について申し上げます。

東宝株式会社の御協力により、6月7日の映画完成記念イベントに主演の西田敏行さん、玉山鉄二さん、瀧本智行監督、原作者の村上たかしさんに参加をいただき、市民の皆様の御協力により制作された「星守る犬メモリアル石碑」と「ハッピーの石像」の除幕式を、ふうれん望湖台自然公園及び市立天文台において執り行いました。

また、市民会館で開催された記念試写会には、新聞・テレビなど多くの報道機関が取材に訪れ、本市の情報が全国に発信されました。

さらに、6月11日の全国一斉ロードショーにあたり、本市でも同日公開をするために、関係機

関をはじめ市民の皆様にご前売チケットの販売に御協力をいただき、目標売上枚数を大幅に上回ることができました。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

次に、映画「星守る犬」に関連したひまわり観光について申し上げます。

道立サンピラーパークのひまわりの開花にあわせて、映画のロケセット付近に撮影風景のパネル展示や土産・休憩施設を設置するとともに、観光ガイドの設置、ひまわり畑のライトアップなどを実施しました。また、MOA名寄農場をはじめ市内各所のひまわり畑のガイドマップを作成するなど、各地から訪れる観光客におもてなしをしました。

次に、イベント関係について申し上げます。

「なよろアスパラまつり」は、6月5日に名よせ通り特設会場において開催されました。市内で活動する団体のステージイベントやアスパラガス、なよろブランド商品をはじめとする物産販売、さらにはJR北海道主催のヘルシーウォークイベントも実施され、多くの市民がまつりを楽しみ、街中に賑わいが生まれました。

「ふうれん白樺まつり」は、6月18日、19日にふうれん地域交流センター及びふうれん望湖台自然公園で開催されました。期間中はバンド演奏や歌謡ショー、杉並区高円寺阿波おどりのほか、合併5周年を記念しての第23回全道阿波踊り大会には、全道各地から225人の踊り手が集い、まつりを大いに盛り上げていただきました。

名寄の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月30日に天塩川曙橋下流河川敷で開催されました。風連御料太鼓の勇壮な演奏をはじめYOSAKOIチームの演舞、ライブコンサートやフィナーレを飾る花火などの多彩な催しに、例年以上の来場者で賑わいました。

第33回を迎える「風連ふるさとまつり・風舞あんどん」は、8月13日夜、11団体12基の行燈がJR風連駅前通り特設会場などを練り歩き、

多くの市民が夏の風物詩を堪能しました。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

平成19年度から風連地区で進められていた市街地再開発事業については商業・住宅ゾーン、ふうれん地域交流センター、道北なよろ農業協同組合本所、風連国保診療所、ふうれん健康センターなど、すべての工事が本年3月末に完了し、7月8日に総合完成式が執り行われました。

今後は、地区の要となる施設が完成したことにより、風連地区市街地全体の活性化を図ってまいります。

次に、名寄地区について申し上げます。

（仮称）複合交通センターの建設については、入所者などとの協議を行い、詳細な設計作業を進めています。準備が整い次第、入札を行い、平成24年度中の施設完成を目指してまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

8月24日のパリ国際柔道大会において、名寄出身の佐藤愛子さんが優勝いたしました。大きなケガから不屈の復帰を称えるとともに、ロンドンオリンピック出場に向けまして、応援を続けてまいります。

趣味教養、生活課題、社会地域課題などの学習機会を提供する市民講座は、「なよろ入門」、「和服のリフォーム」、「料理教室」、「遺言書の書き方」、「ストーンペインティング教室」の各講座に、延べ238人の市民が受講されました。

市民ホールにつきましては、9月に庁内にプロポーザル選定委員会を設け、業者からの技術提案書を受ける準備を進めております。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では、子どもの読書活動推進の取組として、平成20年2月から「赤ちゃんや子どもに読んであげたいおすすめ絵本のリスト」、「小学1・2年生や3・4年生向けおすすめ本のリスト」を順次作成し、市内の保育所、幼稚園、小学校をはじめ関係機関に毎年配布しています。7月には「小学5・6年生向けおすすめ本のリスト」を作

成し、夏休み明けに各小学校に配布しました。今後は、リストの更新を行い、本に親しめる環境づくりに一層努めてまいります。

「名寄市子どもの読書活動推進計画」については、本年度が第1次5カ年計画の最終年度にあたることから、第2次計画の策定作業を進めるため、8月10日に庁内策定委員会を立ち上げました。

今後、「市民ワーキンググループ」を組織し、第1次推進計画の検証と「第2次名寄市子どもの読書活動推進計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

7月16日から8月28日までの約1カ月半、市内外からの来館者の便宜を図るために、「夏休み期間特別開館」を試行的に実施しました。

期間中は、開館時間を午前10時から午後9時30分までとし、休館日は月曜日の週1回、入館料については市内、市外を問わずに一律とし、来館者に大変好評を得たところです。

プラネタリウムについては、2本の新番組を午前11時から午後7時まで1日5回投影し、多くの皆様にデジタル映像を楽しんでいただきました。

また、8月27日には星と音楽のイベント「きたすばる天文台星まつり」を開催し、市内音楽教室の子どもたちによる「リトルコンサート」などの演奏をはじめ講演会、望遠鏡作成などの多彩な内容で天文台の一日を楽しんでいただきました。

今後も、市内はもとより全国からたくさんの人に来ていただけるよう、一層の充実を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

7月の指導主事による学校訪問では授業参観が行われ、その後、校内研修の中で子どもたちの学力向上の方策について話し合いがなされました。また、8月末には校長、教頭を対象に指導監による学校訪問を実施し、学校経営の在り方などについて説明を受けました。

9月から3カ月間にわたり、自学自習と学習習

慣を身につけるための「放課後子ども教室」を試行いたします。

特別支援教室では、7月21日に保健センター、幼稚園や保育所、小・中・高校の教員や教諭等による専門委員会を開催し、各機関との連携や専門家チームの活用などについて話し合いました。

8月11日には名寄地区における適正配置計画に基づき、第1回目の「名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会」を開催し、正副委員長の選出を始め、諮問事項の説明や答申までのスケジュールを確認しました。さらに、9月1日に開催された第2回目の検討委員会から、本格的な議論に入っており、年内には答申がいただけるよう進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

7月25日から8月6日までの13日間、特別支援学校教諭免許状の取得につながる「平成23年度免許法認定公開講座」を、関係機関の協力を得て実施しました。

この公開講座は、道内の大学としては名寄市立大学が初めて開設したものであり、猛暑の中、延べ68人の受講者は、先導的な教育理論や先進的な教育実践の講義に熱心に取り組みました。

次に、食育の推進について申し上げます。

学校給食の食中毒防止対策として設置した厨房室内の冷房機器は、夏場における衛生管理に重要な役割を果たしており、より一層の安全・安心が確保されています。

また、6月27日からの一週間、給食経営管理実習として名寄市立大学から10人の実習生を受け入れ、栄養教諭が中心となり学校給食センターと風連中央小学校において実習指導を行いました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

第39回名寄～下川間往復駅伝競走を、6月5日に開催しました。

本年度は、東日本大震災の被災地への支援に陸上自衛隊名寄駐屯地からも多くの隊員が派遣されていることから、例年より少ないフルの部12チ

ーム、ハーフの部30チームの参加となりましたが、全道各地から集まった選手らは、たすきをつなぎ、ゴールを目指して力走しました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会との共催によるリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」は、17人の児童が参加して、第1回目は6月25日に市民文化センター屋外において、第2回目は7月2日から1泊2日で道立トムテ文化の森キャンプ場において、それぞれキャンプなどの野外体験や集団生活を通して、リーダーとしての心構えなどを学びました。

第22回を迎える野外体験学習事業「へっちゃLAND2011」は、7月26日から3泊4日の日程で、道立トムテ文化の森キャンプ場を拠点に実施しました。参加者は児童17人となりましたが、テントによる生活や初めて取り組んだカヌー体験は、野外ならではの貴重な経験であり、子どもたちにとってたくさんの思い出づくりとなりました。

東京都杉並区との都会っ子体験交流事業は、市内の小学4年生から6年生25人と、杉並区の小学4年生から6年生25人が参加して実施され、7月28日から31日は名寄会場において、8月5日から8月8日は杉並会場において、それぞれ3泊4日の日程で相互交流が行われました。お互いに異なる環境の中で多くの体験をし、素晴らしい思い出を残すことができました。

次に、児童センターについて申し上げます。

児童センターの一部改修工事は、体育館東側施設の解体が行われ、7月29日に完了しました。また、8月10日には、児童センターまつりを開催し、かき氷やバルーンアートなど様々なコーナーに、約100人の子どもたちが参加して、大きな賑わいをみせました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

名寄警察署の協力を得て、7月21日に青少年健全育成のための地域づくりと防犯活動の意識向

上を目的に研修会を開催し、指導員30人が出席しました。また、7月28日には北海道青少年健全育成条例に基づくコンビニ・書店・レンタルビデオ店など29店舗の立入調査を実施しました。

本年度の新たな取組として、子どもの携帯電話による有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリング機能の設定を推進するため、取扱店に協力を求めました。また、8月の「名寄祭」や「風連ふるさとまつり」では、関係機関と連携して巡視活動を実施しました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

月2回の夜間開館を実施して、登校できずにいる小中高生に気軽に来館してもらい、スポーツや調理実習などの体験活動を通して互いに交流を深め、気分転換を図っています。

また、日中都合がつかない保護者や担当教諭にも積極的に参加いただき、児童・生徒と交流を図る中で、情報交換や相談対応に努めています。今後も、地道に課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

本市の夏を締めくくる市民盆踊り大会は、8月14日、15日に予定していましたが、予備日の16日も含めて、あいにくの雨のため中止となりました。開催に向け多くの方々に御協力いただきましたことに感謝申し上げますとともに、本年度の課題については、次年度の開催に向けて検討してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

6月18日から約1カ月間「なつかしの建物水彩画展Ⅱ」を開催し、かつて市民の集いと暮らしの場であった建物20点を市内の水彩画家三宅章氏の水彩画で再現し1,096人の方に観覧いただきました。

また、7月23日から8月28日まで開催した第24回特別展は、「花に集まる虫たち～チョウ・ハチ」をテーマに、市内に咲き誇るひまわりを

はじめ夏の花々と虫たちの関係を載せた136点の資料展示や昆虫教室などに、2,000人の市民が訪れました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩をいたします。
休憩 午前10時49分

再開 午前11時03分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について、議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定について及び議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

本市では、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画に基づき、名寄市行財政改革推進実施本部を設置をし、公共施設のあり方について検討を重ねてまいりましたが、本件は当該実施本部の検討結果を踏まえ、受益と負担の適正化や公平性の原則から、現在施設使用料が無料である公共施設の有料化及び各公共施設の設置条例の整備統一を図るため、当該2本の条例を制定しようとするものであります。

条例制定の主な内容を申し上げます。議案第1号 名寄市立学校施設開放利用条例の制定につきましては、学校施設開放利用事業の条例化及び施設使用料の有料化でございます。

議案第2号 使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、水泳プールの施設使用料の有料化や各施設の使用料等

の見直しを行うため、12本の施設設置条例等の一部を改正をしようとするものでありまして、これまで風連地区の公共施設の使用料につきましては、名寄市風連地区施設使用料徴収条例で規定をしており、各施設の年間共通券の設定もありましたが、各施設の使用料等を見直す中で本条例を廃止し、それぞれの設置条例に使用料等を加えるほか、減免規定や利用者の定義などを統一しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第1号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となつております議案第1号外1件については、10名の議員をもって構成する使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外1件については、10名の議員をもって構成する使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会の委員に委員会条例第7条第1項の規定により、川村幸栄議員、上松直美議員、山田典幸議員、竹中憲之議員、佐藤靖議員、高橋伸典議員、駒津喜一議員、日根野正敏議員、山口祐司議員、東千春議員、以上10名を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

使用料見直し等に伴う関係条例の整備等に関わる審査特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には東千春議員、副委員長には竹中憲之議員、以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みません。議案第3号提案の前に、先ほどの行政報告で訂正2カ所ありますので、訂正をさせていただきます。

ページ数16ページの畜産振興についてというところの一番最後の行、「農林水産省の補助を受け7月末に着手し、年内」と書いていますけれども、年度内の完成を予定をしているということで訂正をお願いいたします。

続いて、20ページ、一番最後の行、「名寄の夏を彩る「てっしフェスティバル」は、7月30日」とありますけれども、7月31日に訂正でございます。済みません。訂正しておわびを申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号 名寄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に公布及び施行されたことに伴い、当該条例におきましても所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡された方の死亡

当時におきまして配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存在しない場合に限って、同居または生計を同じくする兄弟姉妹を加えるというものでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について、議案第5号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市税条例の一部改正について及び議案第5号 名寄市都市計画税条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、平成23年6月30日に地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令が公布並びに施行されたことに伴い、当該2本の条例におきましても所要の改正を行おうとするものでございます。このたびの地方税制改正は、現下の厳しい経済状

況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、現行税制の見直しが行われたものでございます。

まず、議案第4号 名寄市税条例の一部改正の主な内容について申し上げます。各市税の罰則に関する過料の見直し及び過料の新設が行われ、納税管理人に係る不申告及び各市税に関する不申告について罰則が強化されたほか、個人住民税の寄附金税額控除では適用下限額を5,000円から2,000円へ引き下げるにより寄附金制度の拡充を図り、上場株式等の配当、譲渡所得等に係る特例措置では軽減税率の適用年限を2年間延長し、平成25年12月31日とすることとしたものでございます。

また、肉用牛の売却における農業所得の特例の見直し及び適用期限の延長により、市民税の課税特例について免税対象牛の売却頭数要件の上限を2,000頭から1,500頭に見直し、適用期限を平成24年度から平成27年度まで3年間延長するものでございます。

次に、議案第5号 名寄市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正に伴う条項整理を行ったものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第4号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 参考までにお尋ねいたしますけれども、税制改正に伴う条例改正ですけれども、市税条例の改正の納税管理人にかかわる不申告に関する過料の見直し、以下②、③とそれぞれ3万円以下を10万円以下に引き上げるわけですが、今まで3万円だったのですけれども、これを実際に事例として、年度を例えばさかのぼって22年度、あるいは実績としてはどのぐらいあったのかお知らせをいただきたいなと思います。

それから、個人住民税の5,000円から2,000

0円に引き下げる関係は来年度以降に適用するということでありませけれども、実際に税収上の影響というのはほとんどないのでしょうかけれども、参考までにどのぐらいを見込んでおられるのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 2点の質問をいただきまして、過料の改正につきましては一応適用は例としてはないということ御報告を申し上げたいと思ひます。

それから、寄附金控除の関係につきまして、本年度該当になります分、昨年度の寄附金に係る部分で実績を申し上げます。今年度分におきましては、43件ございまして、市民税に係る部分については484万5,000円の寄附金額がありまして、控除額につきましてはおおむね29万円ほどになるというふうになっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号外1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第6号 名寄市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市スポーツ振興審議会条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

昭和36年に制定をされましたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、新たに今後のスポーツに関する施策の基本となるスポーツ基本法が本年8月24日に施行されました。本件は、改正前のスポーツ振興法の規定に基づき設置をしているスポーツ振興審議会につきまして、改正後のスポーツ基本法では当該審議会の名称がスポーツ推進審議会と改められたことに伴い、当該審議会の設置条例である本条例においても題名の変更等所要の改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第7号 名寄市畜産センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市畜産センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、施設利用者の利便性の向上のため、施設使用料の納入について後納払いができるよう本条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 改正の趣旨である市長が認めた場合に限り後納払いを可能としたものだというので、今まで前納のみであったわけですが、例えのケースで市長がこういう判断をするという例示がもし想定としてあればお知らせをいただきたいと思えますし、もう一つは後納払いする場合の、利用者との協議に基づいて判断をすることになるのでしょうかけれども、実際に担保だとか、後納の条件みたいのが当然付されてくるものかなというふうに考えていますけれども、考え方についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） ちょっとその事例について今確認いたしますので、後ほど。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 失礼いたしました。4月1日付の納入がございました場合、前納ですと3月31日、前年度になります。それで、監査のほうから指摘ございまして、年度内の処理という形で後納を認めるということにいたしております。

以上でございます。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) 後納の是非については、そのとおりの判断でいいと思いますけれども、後納にする場合のいわゆる条件等についてももう少しわかるように例示をして、こういうケースの場合はあり得るのかなということなど含めてお知らせをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長(黒井 徹議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議長(黒井 徹議員) 再開いたします。

寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) 済みません。前週土曜日が4月1日に当たる場合、そういうときに前納ですと前年度の3月31日に払わなければいけないという事態が発生しますので、後納を認めるということです。

○議長(黒井 徹議員) 熊谷議員。

○13番(熊谷吉正議員) いわゆる年度をまたがる関係の曜日との関係でそのように、確認しておきますけれども、物理的に後納にならざるを得ないということ以外には一般的に発生をしないという理解で受けとめさせていただきます。それでよろしければ答弁要りません。

○議長(黒井 徹議員) 寺崎経済部長。

○経済部長(寺崎秀一君) そのとおりです。

○議長(黒井 徹議員) ほかに御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第8号 定住自立圏形成協定の締結についてから議案第18号 定住自立圏形成協定の締結について、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第8号から議案第18号までの定住自立圏形成協定の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、都市機能を有する中心市と近隣の町村とが役割分担と連携、協力のもと、総体として生活機能を確保することを通じ定住促進を目指す構想でありまして、今般複眼型の中心市である名寄市、士別市と和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、西興部村、枝幸町、浜頓別町及び中頓別町の9町2村との間におきましてそれぞれ協定の協議が調いましたので、名寄市議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議案第8号から議案第18号については、質疑から採決までの議事を9月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第18号について、質疑から採決までの議事を9月20日に延期することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成23年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億754万8,000円を追加をし、予算総額を204億9,644万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして住民記録等システム改修委託料798万円の追加は、住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えることとなったため、既存のシステムを改修しようとするものであります。

同じく2款総務費におきまして名寄地方自衛隊協会負担金100万円の追加は、東日本大震災の支援に派遣をされた自衛隊の皆さんへの慰労のための経費として支出をしようとするものであります。

3款民生費におきまして要援護者台帳管理システム導入業務委託料497万7,000円の追加は、個々の法令等により個別に管理されている要援護者に関する各種データの一本化を図り、要援護者台帳システムを構築しようとするものであります。

6款農林業費におきましてエゾ鹿駆除対策事業費3,660万円の追加は、名寄市風連一般廃棄物最終処分場に建設を予定している駆除されたエゾシカの焼却施設の建築設計、地質調査と焼却炉、建物等の工事を実施をしようとするものであります。

9款消防費におきまして災害対策支援事業費190万6,000円の追加は、東日本大震災で被災

した南相馬市への職員派遣を実施をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の調整のほか、収支不足を繰越金で調整をいたしました。

16款道支出金で地域づくり総合交付金52万円の追加は、北海道のエゾシカ緊急対策事業により捕獲目標数等に応じて交付をされるものであります。

次に、第3表、地方債補正では、地域コミュニティ施設対策事業ほか1件を変更しようとするものであります。

次に、第4表、債務負担行為では、名寄市下多寄線デマンド運行業務委託料を債務負担行為として設定しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 若干市長のほうから訂正がございます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 済みません。今の議案第19号の提案で一部訂正がございます。申しわけございません。

2款総務費におきまして住民記録等システム改修委託料798万円と申しましたけれども、30万円の追加の間違いでございます。30万円の追加ということで訂正しておわびを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明をさせていただきます。議案第19号の16ページから17ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福

社費で地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費300万円の追加は、市内に建設された共生型グループホームの備品整備に対し事業者に補助をしようとするものであり、財源として同額を道補助金で見込んでおります。

20ページ、21ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で農地・水保全管理支払共同活動支援交付事業費1,034万2,000円の追加は、国、道、受益者とともに主に市内農業用排水路の更新、新設に取り組もうとするものであります。

同じく農林業費の1項5目畜産業費の農畜産物処理加工施設事業費の補正は、さきの平成23年第3回臨時会でも御説明させていただきました農畜産物処理加工施設の建築工事費と備品購入費の予算の組み替えを行おうとするものであります。

7款商工費、1項2目観光費で観光振興一般行政経費200万円の追加は、地域ブランド品の創出等による観光プロモーションの実証試験を実施しようとするものであり、財源として同額を諸収入の雑入で見込んでおります。

8款土木費、3項1目河川総務費で紅葉川改修工事500万円の追加は、融雪、雨水等の影響により河岸が崩れた紅葉川の改修工事を実施しようとするものであります。

24ページから25ページをお開きください。10款教育費、6項5目児童センター費で需用費50万円の追加は、児童が利用する1輪車の更新をしようとするものであります。財源といたしまして平成22年度に寄附をいただきまして公共施設整備基金に積み立てしてございましたので、これを取り崩して繰入金として充当しようとするものであります。

10款教育費、7項3目給食センター費で備品購入費690万7,000円の追加は、老朽化が目立ち始めた給食用食缶の更新を実施しようとするものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。

8ページから9ページにお戻りください。20款繰越金で前年度繰越金7,465万7,000円の追加は、収支不足を調整するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 6款の農林業費、ページ数は19ページでございますけれども、エゾ鹿駆除対策事業についてお伺いいたしたいと思っておりますけれども、この施設については住民合意が大前提だというふうに考えてございますけれども、私の受けとめているところではいまだに住民合意がなされていないというふうに受けとめているわけですが、担当の見解をお伺いいたしたいのと、それから今までの住民説明の経過、何回行われてどういう意見が出たのかもお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 日根野議員の質問でございますけれども、まず経過といたしまして8月24日、風連庁舎におきまして説明会を行っております。9名の方の出席となっております。それと、9月1日でございますけれども、施設を設置する関連町内会ということで風連の2区という町内会ですが、そこから説明をしていただきたいということで説明をしております。19名お集まりいただいております。それと、9月8日でございますけれども、2区でまた説明会を行う予定となっております。まことにその場の意見といたしましては、説明が遅いという形で、なぜもっと早く説明できなかったのかという御意見をたくさんいただきまして、担当部署としても反省している次第でございます。

それと、この説明を場合によりましてはまだほかのエリアにおきまして説明していきたいと思っております。迷惑施設でございますので、この

説明で住民合意が得られましたら、都市計の審議会、建設水道部に行っていただいておりますけれども、都市計画の審議会、そちらのほうで道協議のほうに入って行く予定となっております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） こういう迷惑施設ですから、当然予算を計上する前に住民合意というのが大前提だというふうに思いますけれども、その辺理解が得られていない原因というのはどういふところにあるのか、説明をいただきたいというふうに思います。何か順番が相当違っているように感じるのですけれども、その辺もう一度見解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） 確かに日根野議員おっしゃられるとおりに、順番が間違っていたということが大きな原因かなと思っております。施設自体におきましては、全道的にも同様な施設がたくさんございまして、それほど問題になっている施設ではございませんけれども、それらも含めて住民説明がおくれたことが原因だと感じております。まして細かな近隣者への対応が不足したのかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） まず、これが迷惑施設だという認識が、私も説明会行ったのですけれども、説明者の意識としてそういうところが全く受け取れなかったのです。そういったことで住民は反対していると。いまだにです。8日に今度地域の町内会と話し合いを持つということなのですけれども、きょう予算が上がっているわけなのですけれども、着工までには必ず地域住民と合意をされて、予算を執行していただけるかどうか、その辺の確約、また住民合意ができなければこの補正も含めて白紙撤回をされるという覚悟で臨むのか、その辺の見解を市長に求めたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） このエゾシカの最終処分場の建設に当たる説明会、今もお話ししたとおり8月24日から風連地区、あるいはこの処分場の周辺の町内会の皆さんに説明をさせていただいているということで、しっかりとまだ最終の合意をいただけていないということは我々も認識をしています。一方で、来春の駆除の再開のときにしっかりとまた最初からスタートをさせていただきたいという思いもありまして、次の定例会では間に合わないかもしれないということも含めて9月に提案をさせていただきました。おっしゃるとおりに住民合意があって、その後もろもろの手続きがあってということで、順番が若干逆になっている点は改めておわびを申し上げます。予算を計上させていただきますけれども、当然住民の合意がとれて、その後道との調整があって、都市計画審議会に諮って、しっかりとした手続を踏んでこの予算を執行させていただくということをししっかりと約束させていただきたいというふうに思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今日根野議員からありました同じくエゾシカ駆除の対策事業費の関係でありますけれども、今のやりとりの中でも住民説明、住民合意に向けての取り組みが逆だったというか、そういうことでおっしゃいましたけれども、実は私は5月の臨時会と6月の定例会でエゾシカの駆除に関して提案された内容に対して、提案も含めて意見を述べています。その中で今回の予算上は、焼却施設に決定したという中身で載っているかと思っておりますけれども、破碎機を使って炭化センターに持ち込むこともどうだということで提案をしながら、それについてもランニングコストも含めて検討するというところで答弁は得たというふうに思います。また、5月の臨時会の際には、今お話がありました迷惑施設ということであれば、それは住民の皆さんに説明をするのではなくて、

しっかり理解をして納得をしてもらおう、そういった取り組みが必要ではないかというふうにお話しているはずです。それに対しても理事者として対応していくという答弁をもらったというふうに思います。そういう状況でありながら、今のようになっているということについて、これはやはり先ほどの部長の答弁にもありましたけれども、全道に同じような施設があつてそんなに問題になっていないという発言が理解をしてもらいながら住民合意を得なければならないと言っておきながら、迷惑施設だけれども、何でもないのでよという、そういうことですよね。これは、せっかく市長が最初の日根野議員に対してした答弁ありますけれども、おかしいです。これ万事がすべてそういうことなのではないですかというふうに市民の皆さんは思うのではないですか。やはり今回の焼却施設に決定したことについても、この間議会でいえば経済建設の常任委員会あるいは議員協議会という公の場があつて、そこで経過の報告なりがあつた上で今回の補正に上がるべきものだというふうに思いますし、市長さっき最初答弁をしました住民合意についてもしっかりと得られる状況が確定した段階でこういった補正に上げるという、そういう段取りを踏んでいかなければ、住民との信頼関係というのはこのこと一つでやっぱり崩れていくことにもなりかねないのです。そのことをしっかり理事者においては肝に銘じていただいて、今後こういったことがないように、一つ一つの施策をするに当たって住民の皆さんの理解がやっぱり第一であつて、そのことに対して説明責任は当然あるわけですから、説明をすればいいということではなくて、しっかり理解をしてもらい、納得をしてもらえようような取り組み方法を現場段階でもできるようにしていただきたいというふうに思います。そのことについて市長の見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほどの日根野議員の答

弁にも申し上げさせていただきましたけれども、予算の計上と市民合意の順番が逆になっているというお話は、手続等で問題があつたという御指摘も含めて今後このようなことがないようにしっかりと対応していきたいというふうに思いますし、今回の事案につきましても予算を計上させていただきましたも住民合意がしっかりととれて、その後の都市計画審議会等の手続がしっかりと終わった中での執行をさせていただくということを改めてお約束させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 日根野議員と重複した形の質問になって申しわけなかった部分もありますけれども、改めて市長の決意の表明をいただいたというふうに思います。今後こういったことのないように、一つ一つの取り組みについて現場段階とも話ししていただきながら、住民の皆さんとしっかりと対応するように心がけていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 2款総務費の13ページになりますが、基地対策事業費につきまして御質問させていただきたいと思います。

東日本支援に行かれた自衛隊の皆さんへの慰労のためだという御説明がありました。もっと中身についてお知らせをいただければというふうに思うのですが、慰労のためということであれば医療チームの皆さん方、また消防援助隊で行かれた皆

さん方もいらっしゃるわけですが、こういった皆さん方への慰労についてはどのようにお考えなのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今回予算計上しました100万円の関係につきましては、自衛隊協力会を通じまして、民間の方と行政と連携をして自衛隊の行かれた方、隊員の皆さん方に慰労をしたいということで考えています。その中身につきましては、振興公社の入浴券を行かれた隊員さんにつき5枚と。入れかわりがありますので、約1,400名の自衛隊員さんが行かれたということですので、その関係について市のほうから100万円と。残りの負担につきましては、協力会と振興公社のほうで対応していただくということで協議調いましたので、100万円分だけ予算措置をしました。いろいろ全道市の状況を見ますと、同じように入浴券を使って疲れをいやしてもらおうという取り組みをしてみたり、焼き肉パーティーをしたりということもありましたけれども、自衛隊協力会の中でさまざまな検討をさせていただきまして、今回の入浴券で疲れをいやしてもらおうという方向に決まりました。

それから、市の職員を派遣をして、病院であるとか、消防チームであるとかが行っていますけれども、その関係につきましては一応公務という形で出張旅費で行ったり、広域の災害派遣という形で消防、救急隊等行っておりますので、その辺についてはそれぞれの職場の中で臨機応変に対応させていただいているというふうに考えています。

なお、一般の事務職員の第1次分につきましては、市の市長を初め管理職のほうで、それは任意な形で慰労会という形で状況の報告も聞きながら、慰労させていただきました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 大変な東日本の震災へ行かれて、救援活動、復興活動に御苦労されてい

る方々に慰労をといる、その思いは私も決して反対するものではありません。ただ、今仕事の中で、市の職員もということで災害派遣という形だという御説明がありまして、ちょっと例えば防衛大綱の中にも今回大規模特殊災害等への対応も含まれているというふうに私は認識しては、ですから自衛隊の皆さん方も仕事の中で行っていたというふうに思えば、皆さん同じ立場になるのかなというふうに思うわけです。あと、名寄市から市内の方々に本当に個人的にボランティアとして行かれた方々、私はちょっと把握してはいませんが、そういった方々がいらっしゃれば、そういった方々への慰労についてはどのようにお考えなのか、お知らせをいただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それぞれ市の職員もボランティアで行っている職員もありまして、私たちの一般事務職員とかそれぞれの職場で行った方々につきましては、任意な形で職場としてどういう形で帰ってきたときに慰労してあげるかについては、それぞれ個々各会社なり事業所のほうでも判断していただいて対応するべきものでないかなと思っています。ただ、当初の自衛隊の出動の関係につきましては、死体の運搬であるとか、それから瓦れきの中に埋まった部分をそこを掘り起こして手作業で救出をするとか、遺体の回収をするという部分がありまして、相当過酷な状況の中で対応しているというふうに考えておまして、そこは名寄市独自で判断をしてやっただけではなくて、全道に駐屯地を抱えるそれぞれの市の派遣された自衛隊員の慰労事業に対するものを調べさせていただきまして、それで妥当な線はどの程度かということも含めまして決めさせてもらったのが入浴券で疲れをいやしてもらおうと。それが市の第三セクターである振興公社も含めて、民間の力もかりましてそういう慰労の事業を実施をしたいと、こういうふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今最初の御答弁とそう変わらないのですけれども、業務として派遣、任意で行かれてということであったにしても、やはり救済のために、確かに自衛隊の皆さん方、本当に私たちには想像するに絶するような仕事をしていただいたというふうには思っています。だけれども、それぞれ行かれた方々は福島だとか、やっぱり放射線がどれだけあるかわからない、そういう不安も抱えながらの救援、支援という形で行かれている方もいるわけで、そういった方々にはそれではどうなのかというふうになるかと思うのです。それで、御説明では協力会の皆さん方と分担してという話ではありましたけれども、市の100万円というお金を使ってそういった方々に支援するとなれば、やっぱり皆さん仕事の中身は大きい、重いあるかと思うのですけれども、しかし行く思いはみんな同じな思いで行かれたというふうに思うのです。そこの部分で皆さん方にこれは御理解いただけるのかなというふうに思いながら質問させていただいているのですが、やっぱりそういった方々への、それはそれぞれの方々、例えば事務職員の皆さん方はその部署、部署で担当の方々と話し合っただけで。そういうことではない。それは、もう個人的な慰労をする、いやすということになるかというふうに思うのですが、これは公金を使っての慰労ですので、やはりそこの辺を市民の皆さんに御理解いただけるような、そういう御説明をいただければというふうに思います。市長、どうでしょうか。お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先般の3月11日の東日本大震災におきましては、不明者も合わせると2万数千人の犠牲者が出たということで、御冥福をお祈り申し上げたいと思いますけれども、一方で自衛隊の初動派遣がなければ、さらに数万人程度の犠牲者が出ていたのではないかという報道もあります。その中で発災当時から名寄駐屯地の隊員

の皆さんはすぐに現場に駆けつけて、当然本来業務といえば本来業務なのかもしれませんが、実際に現場では本来業務以外の仕事も多岐にわたってされていたという事実もございます。大変な状況の中で仕事をされていた、その御労苦と、また自衛隊協力会の会長は私でありますけれども、当然自衛隊のさまざまな活動に対して支援をすべく、毎年市からも幾らかのお金を出させていただいているということでもあります。今回このようなふだん起こり得ないこうしたことが起こった中で、その御労苦を我々の思いも含めて代行して行っていただいたということも含めて、ぜひ慰労させていただきたいという思いで今回このような予算を出させていただいたところでございます。これまでも駐屯地と名寄市は一体となってまちづくりをやってきたというふうに思いますし、駐屯地の皆さんにそれぞれお互い災害等も含めて協力しながら、今このまちがあるというふうに思っていますので、これまでの経過も含めてこのような措置をさせていただいたということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 13ページ、総務費、情報化推進費、先ほど市長提案のときに一部訂正されたのもありましたけれども、情報化推進事業費、住民記録等システム改修委託料790万円、財源として一般財源100%ということなのですが、改めてちょっと財源のほうの関係で、もちろん特定財源の可能性があればそこに追記をされるでしょうけれども、今後の問題としてこの種、住基台帳システムもそうでしょうけれども、システムの改修委託料というのはもう継続的に数年単位で続いていくものというふうに考えていますけれども、今回の外国人登録との関係の説明がありましたけれども、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、2つ目には、同じ広報広聴費で公用車管理事業費、これは報告第1号との関係ですね。

それで、公用車は最近道内はほとんど公用車の出張みたいなのが、便利度、効率的さも含めて、都市部も含めて公用車で行かれるというケースがかなり多いのかなという感じがするのですが、出た結果ですから、金の処理は賠償金の関係はいたし方ないということでは、さらに運転能力の技術向上ということもあるのでしょうか、特に運転技術が、あるいは都市、行く場所によってはなれないということなんかもあるでしょうし、公用車の活用と、いわゆるJRあるいはバスの活用など、旅費の発令のときにはっきりわかるわけなのですけれども、その辺について基本的にどのように私ども受けとめたらいいのか、改めてこの機会にお知らせをいただきたいと思います。

それと、3点目は、19ページですが、4款衛生費、カラスの駆除で100羽余りということで、一定の効果があつたということで新たに71万5,000円計上されていますが、最近分別その他も含めて非常に徹底されてきているのか、時々見に行くのですけれども、カラスやトンビの姿が少し減ったような感じがあるのですが、効果が出るものについてはそれぞれ猟友会の皆さん等をお願いをしてやればいいことだというふうに思っていますけれども、例年秋、収穫時期にはまた近隣の農家に御迷惑かけて毎年補償が出たりなんかしていますが、このことによる決定的な対策ではないかもしれませんが、この71万5,000円との関係で例年起きている補償の大小の問題について推しはかることは非常に困難かもしれませんが、どのような状況の見通しに立っているか、お知らせをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、同じ19ページの農林業費、農業振興費です。午前中日根野議員、奥村議員がそれぞれ質疑をされて、一定の理解はさせていただきました。私も所管の常任委員会にいますから、何回か猟友会対策や、あるいは住民との接点のもので都市計画上の迷惑施設という関係でできるだけ丁寧にしっかりやってほしいという

ことで、焼却施設必要だという認識はもちろん持っていますから、やってもらわなければならないのですけれども、たまたまそういう住民説明等の関係では十分な御理解がいただけなかったということなのです。それぞれ通常は、お二人が、2議員が発言したとおりの予算が出てくる前に一定の見通しをつけた上で予算計上ということだと思います。そういうやりとりも午前中聞かせてもらいまして、当然ですし、二度とあってもらっては困るという受けとめ方をしていますが、また8日でしたか、あさって予定をされているということで、余りこちらで心配する必要はないのでしょうか、丁寧に信頼関係を持って、どのように対応されようとしているのか、ないしょにしておいて当日ぼんと出すということでもないでしょうか、どのように理解を求めて、見通しとしてちゃんとこの予算がスムーズに執行されるのかどうかというところは少し危惧を持つものですから、改めてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 13ページの情報化推進費の関係につきましては、現時点のところでは国庫補助金等の特定財源はないというふうに聞いています。ただ、これ国の外国人登録の関係で、従来よりも入力スペースを拡大するとかということに伴うさまざまなシステム改修でありますので、国のほうから今得ている情報では地方交付税制度の中で一定の財源措置をしたいというふうな情報もちょっと得ておりますので、現時点では補助金等という具体的に財源をお示しするようなところまで来ておりませんので、この辺については年度末の特別交付税も含めて注視をしていきたいなというふうに考えています。

それと、5年ないし6年に1遍、住基情報の根幹をなすSTAR Sというコンピューターを持っていますけれども、これは一定程度定期的に機械の機器更新であるとか、システム更新も含めて計画的に対応しておりますので、これとは別な形で

今回の住基法の外国人登録にかわるものとして特別に改正を行うものであります。なお、従前でありますとこれに関連をしまして国保のシステム改修とか介護のシステム改修があった場合については、それぞれ一定額で過去には国庫補助金等で支援していただいたことがありますので、この辺ほかのシステムへの影響も含めて注視をしていきたいなというふうに考えています。

なお、交通事故の関連に関しまして、庁用車の利活用の関係につきまして、風連庁舎、名寄庁舎2つを使っていることもありまして、かなり夏場の関係につきましては庁用車の活用を積極的に行っています。ただ、交通安全上の観点からは、例えば上川振興局に行くにしても冬場については極力安全性を確認して、1人の場合については自動車を使ってくださいと。それから、複数になった場合についても十分気象状況を注意をして、車を使うときには注意をしてくださいと。場合によっては、その朝の天候状況によっては吹雪模様であると自動車に切りかえてくださいと、旅費は後で精算と、こういうふうに考えています。なお、今回の事故の関係につきましては、障害者の方の認定作業の関係で職員が出向きましたけれども、汽車の便等が悪いこともありまして車を使ったのですけれども、ちょっと距離的な問題も含めて1人でよかったのかどうか、それから場合によっては施設側のほうに認定業務を代行してもらおうという制度もあるものですから、その辺も含めて業務の改善については努めてまいりたいと思っています。ただ、庁用車の利活用の関係につきましては、具体的にこの場合は使うなとかという部分について明確に決めておりませんので、今までの交通安全上の観点と、それから距離数によって1人で行く場合については自動車を使いなさいとか、その部分については現場の長の判断に任せているものありますので、一定程度事故の検証も含めてそういうふうな制度についても構築していきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 今回の補正につきましては、内淵の処分場、それから隣接する農地におけるカラス被害を防止をするという観点で補正をしております。5月の中過ぎから実際にカラスの駆除を実施をしております。御指摘のとおり、毎年カラス被害、農地に与えているということも含めて、今回さまざまな対応をとるべきとの現場の判断もありまして、駆除ということにしております。従前からカラスの駆除につきましては、処分場内で箱わなを設置をしております、カラスの捕獲をやっておりますが、なかなかそれだけでは十分な効果が得られないと。ましてや分別指導等強化もしておりますが、なかなか実効性が上がらないということで、今回改めて猟友会をお願いをして駆除ということにもなっております。これまでの駆除の数、捕獲をした数でありますけれども、箱わなと、それから猟友会による捕獲、合わせて600羽ほど捕獲をしております。例年箱わなでこの時期140羽程度しかとっていないということからすると、数的には4倍を超える捕獲数になっているということであります。

それで、春先から駆除実施をしまして、主にカボチャを苗の定植時に大きな被害があったということがありまして、そのところ集中的に実は対応してきております。先般地権者確認をしていたきながら、カラス被害の実態について把握をしましたから、ことしはおかげさまでカラス被害もないというふうな地権者の方の認定もいただきましたので、次年度以降また新たなカラス対応につきまして、ことしの教訓も含めて対応してまいりたいというふうに考えておりますので、とりあえず今回はこれ以降もどの程度カラスの対応が必要なのかというのを含めて予算措置をさせていただきましたので、冬場の状況もまた見ながら、いろんな形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） エゾシカの焼却場の処理の関係で質問いただきました。先ほど市長から答弁したとおりでありますけれども、改めて9月8日に予定している住民説明会の内容について、どういう形で理解を求めていくのかということのお尋ねがございました。関係住民には、これまでの経緯について説明しているところではありますけれども、基本的に焼却場設置に至った経緯につきましては農産物のエゾシカ被害を最小限にとどめたいという、そこが大きなねらいでございましたことを改めて目的として申し上げて、理解を求めたいというふうに考えているところでございます。この間一般廃棄物処理ということも含めて、それぞれ関係の皆様から御意見をいただきました。特にハンター、議員各位からも御意見いただきましたので、この点を踏まえましてこれまでの経緯を十分に説明をさせていただいて、施設の類似施設といいたいでしょうか、同型の施設の安全性等々も含めてお願いを申し上げて御理解を求めていきたいという考え方でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） カラスの関係は、いろいろ御苦勞があるのでしょうかけれども、毎年毎年同じことを繰り返すのではなくて、できるだけ賠償にならないようなことで諸対策をさらに練っていただくようお願いをしておきたいと思いません。結果をまた待ちたいと思いません。

各種システム、情報化推進事業費、今回は外国人登録の入カスペースの拡大ということで一時的なことなのでしょうけれども、今住基台帳を中心にそれぞれシステムがつながる時代になっているわけで、財源の問題はもう少しやっぱりこだわりを持って、名寄だけではないと思えますから、そこだけ総務部長も注視をされて汗をかいているのでしょうかけれども、執拗にもっと年度末に向けて特交や地方交付税トータルの問題との関係もある

でしょうけれども、しっかり検証していただいて、どこに何が入っているかというのはちょっと私どもも本当に収入の中に取り込まれているのかどうかというところはよく何回も担当者に聞いても入っているという、信用しかないというような話なので、もう少し理解するのもにもその辺について見えるような御努力を一層お願いをしたいと思うし、一般財源は非常に貴重でございますので、そのことだけさらに注文をつけておきたいというふうに思います。

シカの関係、今回も私は説明会には出ておりませんが、出ておられた議員に聞くと、やっぱり春、奥村議員が初めて指摘をしたこと以来もう数月月たっていて、そしてもう焼却場をつくるということは方針決まっているわけですね、執行側として。そして、そのうちだんだん時間たってマスコミにも情報提供しなければならぬということでどんと出ると、住民の皆さんは聞いていなかったという話から、やっぱりつまずきがあるのではないかといいうふうに思っているのです。方針が決まっていけないのなら、まだ新聞発表にもならないでしょうし、住民にもお知らせをできないのでしょうかけれども、少なくとも執行側としての姿勢が春から決まっているとすればしっかり、特に都市計画上の迷惑施設だという認識もあつたし、そのために一定の時間かかるのだという話もずっと議会にも説明してありましたから、やっぱり信頼関係が崩れるような対応、対策は、そこでつまずきがあるのではないかと。だれも、今副市長言っていましたけれども、必要な施設だと、農業被害を防止するのだというのはみんなそれはもう当然だし、やってもらわなければならぬということがあっても、やっぱりやり方の問題、説明責任の果たし方の違いでボタンかけ違うということになるのでしょうかから、十分奥村議員、日根野議員のやりとりを私も聞いておりましたから、丁寧に、市長もしっかり、副市長も乗り出してでも理解を得て、理解を得るといっことは見切り発車はないということですよ

から、ただ大幅にまた後ろに引きずるということも当然できないでしょうから、ただこれからずる出てくるようになると、また再補正みたいな感じで逆にもとに戻らなくなるということもある面では私も危惧するものですから、そこは誠心誠意しっかり必要な施設として理解を得ていくということについて、そして見切り発車はないのだということについて、私のほうの立場からも念を押ささせていただきますけれども、それに対して答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 私どもも住民との信頼関係というのは、特に私どもが心がけなければいけない重要なところだというふうに思っておりますので、誠心誠意先ほどもお話ありましたように誠意を持って説明に当たりたいと思いますので、それをもって答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） それについてはわかりました。

公用車の関係、さっき言い忘れましたがけれども、トータルとして公用車を活用するか、あるいはJR、民間交通機関を活用するかは、担当者任せではなくて、最終的には旅費発令の判こを押すわけですから、適宜夏と冬の違い、天候の違い、あるいはどうしてもAさんという人が行かなければならぬ、そしてどこかのまちに行くときには道に不案内ということも当然あるでしょうから、そういう安全管理上も含めて執行側の判断にお任せしますが、事故を回避するための努力は引き続きしっかりやっていただきたいと思っていますので、きょうもう谷内議員帰られましたけれども、かわりに申し上げておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結しま

す。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成23年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして前年度繰越金を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ4,567万2,000円を増額をし、予算総額を34億6,259万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。4款前期高齢者納付金では納付額の決定により23万5,000円を、8款保健事業費では報酬及び旅費について7万9,000円を、11款諸支出金では主に平成22年度保険給付費及び特定健診事業費等の確定に伴う精算還付金として4,535万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款前期高齢者交付金では、前々年度生産調整分として6,782万6,000円を減額しようとするものであります。

9款繰越金では、前年度繰越金のうち1億1,349万8,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成23年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ583万7,000円を追加し、予算総額を19億4,713万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出から申し上げます。6款諸支出金では、前年度の介護給付費負担金の精算等に伴う返還金として583万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入におきましては、9款繰越金で前年度における歳計剰余金のうち介護給付費負担金の精算等に伴う返還金を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第22号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成23年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、老朽管更新工事における国庫補助対象事業費の減少及び道路整備に伴う当該工事の追加について補正しようとするものであります。

補正の内容について資本的収入から申し上げます。3款資本的収入では、国の補助金額が決定したことに伴い、国庫補助金で2,834万6,000円を減額をし、企業債と出資金でそれぞれ1,57

0万円を追加をして調整を図り、総額を2億9,110万5,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、建設改良費に1,650万円を追加をし、総額を5億6,822万4,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第23号 平成22年度名寄市各会計決算の認定について、議案第24号 平成22年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成22年度名寄市水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号から議案第25号までの平成22年度における各会計決算、病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第23号は平成23年5月31日、議案第

24号及び議案第25号は平成23年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定をお願いするものであります。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第23号外2件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号外2件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 報告第1号 平成22年度名寄市風連特例区会計決算の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 平成22年度名寄市風連特例区会計決算の報告について申し上げます。

本件は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の27第6項の規定により、平成22年度名寄市風連特例区会計決算の報告をするものであり、詳細におきましてはお手元の決算書に記載のとおりであります。歳出の主なものといたしましてNPOまちづくり観光支援及びイベント活性化事業で858万円、区域育英基金事業で429万2,000円、地域施設管理事業で1,118万6,53

0円などとなっております。

風連特例区は、本年3月26日をもって解散をいたしました。市に継続された事業につきましては今後も引き続き地域の特性を生かしながら、円滑な執行に努めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第1号について質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年7月28日午後4時30分ごろ、千歳市泉沢にあります千歳インターチェンジ前交差点におきまして、総務部所管の公用車が2車線ある左折専用レーンの左側を走行中に大きく膨らみ、右側の左折専用レーンに進入をし、右後方から来た相手方車両に接触をし、破損をさせたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方車両の修理代として本市が44万5,182円を負担することで示談が成立をし、和解をしたところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第2号について質疑に入ります。御発言ございませんか。東千春議員。

○19番（東 千春議員） 交通事故が発生したわけなのですが、事故の内容はわかりました。原因がどこにあったのか、わかればお知らせをいただきたいというふうに思います。単純なわき見運転であるのか、あるいは疲れている状態であったりとか、そういった要因に関する部分についてお知らせをいただきたいとします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 本人から事故報告書が出ているのを見ますと、不案内な土地だったために交通標識を見誤って、広い道路でしたので、すべてが真っすぐインターチェンジのほうに入っていくところを左折レーンに入っていくと、新しい泉沢向陽団地というほうに入っていく部分と真っすぐインターチェンジに入っていくのが3路線ありましたので、安全標識の見誤りというふうに聞いておりますので、この職員につきましては9月1日の日に財政課の主幹の運転技術の研修と標識について改めて都市部における特殊な標識の関係についての研修も行わせていただきましたので、あわせて報告させていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） わかりました。そのような対応でよろしいかなというふうに思います。やはり事故というものには、原因があって事故が起きることだろうなというふうに思います。あわせて言えば、こういった地理だとか地形だとか道路の状況だとかというのは、よくわからないでそういうふうになってしまったというのが一つの原因だというふうにかがえておりますけれども、行く先のそういった道路の状況だとか、そういったこともこれからは事前に学びながら、事故を起こさないような工夫をさせるというふうな指導も必要かなというふうに思いますので、これからも事故のないような運転に努めていただきますようお願いして、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年4月3日午前4時ごろ、名寄市西7条北5丁目の道路敷地内に埋設してある配水管VP100ミリで漏水が発生をし、相手方所有の敷地に漏水した水が流れ込んだことが原因で、相手方の敷地にあるロードヒーティング設備に被害を与え、路面を陥没させてしまったものがあります。過失割合は本市が100%であり、ロードヒーティングと路面の修理代として本市が67万6,620円を負担をすることで示談が成立をし、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、報告第3号について質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成23年12月31日をもって野津眞喜子委員が任期満了となります。

本件は、退任となる野津委員の後任として長内美智子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月7日から9月14日までの8日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月7日から9月14日までの8日間を休会することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 高 橋 伸 典